

青森県報

第七百六号

令和六年
一月四日
(木曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出……………
が生活習慣病・… 一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
定の辞退……………
同 …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃
止の届出……………
(障害福祉課) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定……………
同 …… 二
- 青森県土地利用基本計画の変更……………
(監理課) …… 二
- 取用委員会
- 取用及び使用の裁決手続開始の決定……………
(監理課) …… 三

告 示

青森県告示第一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和六年一月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	名 称	所 在 地	変 更 年月日
青森市長島二丁目一六の二岩 淵ビル二階	訪問看護ステーション デューン青森			青森市長島二丁目一六の二	令和 五・五・三〇

青森県告示第二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和六年一月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医の 区分	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関		担 当 診 療 科 名	指 定 辞 退 年 月 日
		名 称	所 在 地		
難病指定	竹内 章夫	十和田市立 中央病院	十和田市西十二 番町一四の八	消化器内科	五・二・三
難病指定	村上 友太	医療法人雄 心会青森新 都市病院	青森市石江三丁 目一	脳神経外科	五・二〇・三〇
難病指定	盛合 美光	はちのへ ハートセン タークリ ニック	八戸市田向二丁 目一の二	循環器内科、内 科	令和 五・九・三〇

青森県告示第二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年一月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	社会福祉法人 誠友会	住所	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の二六三	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の二六三	就労継続支援A型	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の二六三			
株式会社レイズ	名称	合同会社小笠原華麗シヨン	住所	上北郡東北町大字尻内八戸市大字尻内町字鴨田五の一	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字尻内八戸市大字尻内町字鴨田五の一	就労継続支援A型	上北郡東北町大字尻内八戸市中央町一丁目一の一三セメントラルシティたくみ			
株式会社レイズ	名称	株式会社レイズ	住所	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二六	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二六	生活訓練	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢四の二七			

青森県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年一月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	調剤薬局ツルハドラッグ大野店	所在地	青森市金沢三丁目二の二二	指定期日	令和六・一・一
----	----------------	-----	--------------	------	---------

青森県告示第五号

青森県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、青森県土地利用基本計画に係る書類は、青森県国土整備部監理課及び関係市町村土地対策担当課に備え置いて一般の閲覧に供する。

令和六年一月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更に係る事項
青森県土地利用基本計画図の森林地域及び自然公園地域の区域を次のように改める。

- 1 森林地域
 - 区域を縮小した市町村
つがる市、六戸町、六ヶ所村
- 2 自然公園地域
 - 区域を縮小した市
十和田市

二 変更の内容
次の図のとおり
（「次の図」は、省略する。）

収用委員会

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和六年一月四日

青森県収用委員会会長 猪 原 健

一 起業者の名称

青森原

二 事業の種類

県道八戸環状線改築工事（青森県八戸市大字尻内町字北熊ノ沢地内から同市大字尻内町字前谷地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和五年十二月十九日

別表1

(1) 収用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県八戸市 大字尻内町字 田端山	18番46	原野	畑	860	858.85	6.28

(2) 使用しようとする部分

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県八戸市 大字尻内町字 田端山	18番46	原野	畑	860	858.85	6.93

別表2

(亡) 澤村 悦子 の法定相続人	氏 名		住 所
	法定持分2分の1	高男	
澤村 彬	法定持分2分の1	青森県八戸市大字尻内町字田端山11番地5	青森県八戸市大字松館字在家山谷19番地3 いちい寮

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭